

欧州統一特許裁判所準備委員会，統一特許裁判所の
料金体系についてパブリック・コメントを募集開始

2015年5月11日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court: UPC）の準備委員会（Preparatory Committee）は5月8日、同委員会のウェブサイトにて、UPCの料金体系の素案を公表するとともに、これについてのパブリック・コメントの募集を開始した。

コメントは、secretariat@unified-patent-court.org宛てに電子メールにて英語で送付することとされており、募集期間は7月31日の深夜24時まで。

なお、同ウェブサイトによれば、同委員会が考慮するのは、身元の特定が可能で最低限電子メールでコンタクト可能な利害関係者からのコメントに限るとされており、所属機関を代表したコメントの場合はその旨を明記することが求められており、その旨の記載がない場合は個人の資格でのコメントとして考慮される。

本パブリック・コメント募集の対象となる、公表されたUPCの料金体系の素案は、UPCにおける手数料について規定するUPC手続規則第370の規定内容の2つのオプション、料金体系に関する表、そして、それらについての注釈（Explanatory Note）から構成される。

上述の料金体系に関する表には、UPCにおける固定手数料とこれに訴額の水準に応じて組み合わせられる追加手数料に加え、UPC協定第69条に基づいて敗訴当事者の負担により勝訴当事者が回収可能な訴訟費用のうち、勝訴当事者に発生した訴訟代理人費用について、UPC手続規則第152(2)に従って規定される上限額の表も含まれる。

この手数料水準の素案は、UPCの財政の自立を可能とする最低限のレベルとなっている旨、UPCのウェブサイトは説明している。

なお、当該素案には、具体的な手数料の例としては、侵害の訴え、侵害についての反訴、非侵害の確認の訴えについての固定手数料は、いずれも11,000ユーロ、そして、例えば、訴額が5百万ユーロの場合の追加手数料は30,000ユーロと規定されている。また、取消しの訴えについては20,000ユーロ、移行期間中の統一特許裁判所の専属管轄の適用除外（オプト・アウト）及びその取下げの各申請については80ユーロと規定されている。

当該素案の注釈は、UPC手続規則第370の規定内容の2つのオプションは、UPC協定第36条(3)の規定の実施については様々な解釈が可能であるとして、一方のオプション（Alternative 1）では、訴訟の取下げ等の特定の行動に注目してすべての者に対し、他方のオプション（Alternative 2）では同規定に掲載されている中小企業等に対し、それぞれ料金負担を支援する内容となっている旨解説している。

<参考①：主要な料金の表の仮訳>

(固定手数料)

訴え	固定手数料
侵害の訴え	11,000 ユーロ
侵害についての反訴	11,000 ユーロ
非侵害の確認の訴え	11,000 ユーロ

(訴額に応じた手数料)

訴額	訴額に応じた追加手数料
500,000 ユーロ以下	0 ユーロ
750,000 ユーロ以下	2,500 ユーロ
1,000,000 ユーロ以下	5,000 ユーロ
1,500,000 ユーロ以下	10,000 ユーロ
2,000,000 ユーロ以下	15,000 ユーロ
3,000,000 ユーロ以下	20,000 ユーロ
4,000,000 ユーロ以下	25,000 ユーロ
5,000,000 ユーロ以下	30,000 ユーロ
6,000,000 ユーロ以下	35,000 ユーロ
7,000,000 ユーロ以下	40,000 ユーロ
8,000,000 ユーロ以下	45,000 ユーロ
9,000,000 ユーロ以下	50,000 ユーロ
10,000,000 ユーロ以下	55,000 ユーロ
15,000,000 ユーロ以下	70,000 ユーロ
20,000,000 ユーロ以下	85,000 ユーロ
25,000,000 ユーロ以下	115,000 ユーロ
30,000,000 ユーロ以下	150,000 ユーロ
30,000,000 ユーロを超える額	220,000 ユーロ

(他の手続及び訴え)

訴え	固定手数料
取消しの訴え	20,000 ユーロ
取消しについての反訴	侵害の訴えと同額 (ただし, 上限は 20,000 ユーロ)
オプト・アウト又はその取下げの申請	80 ユーロ

(勝訴当事者が回収可能な上限額)

訴額	訴訟審級及び当事者ごとの訴訟代理人費用 について勝訴当事者が回収可能な上限額
250,000 ユーロ以下	50,000 ユーロ未満
500,000 ユーロ以下	75,000 ユーロ未満
1,000,000 ユーロ以下	150,000 ユーロ未満
2,000,000 ユーロ以下	200,000 ユーロ未満
4,000,000 ユーロ以下	400,000 ユーロ未満
8,000,000 ユーロ以下	600,000 ユーロ未満
16,000,000 ユーロ以下	800,000 ユーロ未満
30,000,000 ユーロ以下	1,000,000 ユーロ未満
50,000,000 ユーロ以下	1,500,000 ユーロ未満
50,000,000 ユーロを超える額	3,000,000 ユーロ未満

<参考②：関連条文の仮訳>

UPC 協定第 36 条

本裁判所の予算

(1), (2) 略

(3) 本裁判所の手数料は、管理委員会が定められ、予め定義された上限を超える訴額に基づく手数料と組み合わせられた、固定手数料によって構成される。本裁判所の手数料は、特に中小企業、小企業、自然人、非営利団体、大学、公的研究機関にとっての、司法に対する公正なアクセスの原則、関与した当事者にとっての経済的恩恵を認識した上での本裁判所に発生する費用に対する当事者の適正な貢献、及び財政の均衡した自己資金調達可能な裁判所という目標を確実に達成できる水準に設定する。裁判所の手数料水準は、管理委員会が定期的に見直す。中小企業及び小企業を対象とする支援手段が考慮される可能性もある。

(4) 略

UPC 協定第 69 条

訴訟費用

(1) 衡平法により別途義務づけられる場合を除き、勝訴当事者に発生した合理的かつ相応な訴訟費用その他の費用は、原則として、手続規則に従って規定される上限額までの範囲において敗訴当事者が負担する。

- (2) 当事者が部分的にしか勝訴とならなかった場合又は例外的な状況において、本裁判所は、訴訟費用を平等に分担させるか、又は各当事者が自身の費用を負担するよう命じることができる。
- (3) 当事者は、裁判所又は他方当事者に不必要な費用を発生させた場合には、それを負担する。
- (4) 被告から要請があった場合、本裁判所は申立人に対し、申立人が支払い責任を有する可能性のある被告の被る訴訟費用その他の費用について、十分な担保を提供するよう命じることができる。当該費用は、特に第 59 条から第 62 条に規定される場合においては、申立人が支払責任を有する場合がある。

— 本パブリック・コメント募集に係る UPC 準備委員会のウェブサイトは、以下参照 —
[Public Consultation on the Rules on Court fees and recoverable costs](#)

— 本パブリック・コメント募集の対象となる UPC の料金体系の素案は、以下参照 —
[Preparatory Committee for the Unified Patent Court, Consultation Document, Rules on Court fees and recoverable costs \(PDF\)](#)

— UPC 手続規則第 17 次草案は、以下参照 —
[17th draft of the Rules of Procedure \(PDF\)](#)

— UPC に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[マルタ、欧州統一特許裁判所協定を正式に批准（2014 年 12 月 18 日）\(PDF\)](#)
[英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所の電子申請・事件管理システム等の調達に係る入札について公示（2014 年 12 月 17 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案に対する公聴会開催へ（2014 年 11 月 4 日）\(PDF\)](#)

[統一特許裁判所準備委員会、電子申請・事件管理システムの試作版の試験利用を開始（2014 年 10 月 14 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014 年 9 月 18 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、欧州特許弁理士の訴訟代理人資格要件に関する規則案に対する意見募集を開始（2014 年 6 月 24 日）\(PDF\)](#)

[デンマーク、国民投票での賛成多数を得て、欧州統一特許裁判所協定の批准に前進（2014 年 5 月 27 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案に対する意見募集の結果を公表（2014 年 3 月 10 日）\(PDF\)](#)

[スウェーデン、リトアニア、ラトビア、エストニア、統一特許裁判所の地域部を創設する初めての協定を締結（2014 年 3 月 6 日）\(PDF\)](#)

[フランスのオランダ大統領が欧州統一特許裁判所協定の批准を承認（2014年3月3日）](#)
[欧米アジアの19社・団体が欧州統一特許裁判所に関して共同意見書を公表（2014年2月28日）（PDF）](#)
[欧州統一特許裁判所準備委員会、「オプト・アウト」された欧州特許には統一特許裁判所協定は適用されないとの解釈を提示（2014年2月3日）（PDF）](#)
[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所判事候補の公募手続を開始（2013年9月24日）（PDF）](#)
[オーストリア、欧州統一特許裁判所協定を批准した旨を公表（2013年8月20日）（PDF）](#)

(以上)